

県選管第 510 号
令和 8 年 3 月 10 日

新潟県知事選挙に係る
立候補予定者 様

新潟県選挙管理委員会委員長

新潟県知事選挙に係る寄附の禁止期間について（通知）

令和 8 年 5 月 31 日に新潟県知事選挙が執行されるに当たり、公職選挙法第 199 条の 2（公職の候補者等の寄附の禁止）及び第 199 条の 5（後援団体に関する寄附等の禁止）の規定により、今回の選挙にあつては、新潟県知事の任期満了の日前 90 日に当たる日（令和 8 年 3 月 11 日）から当該選挙の期日までの間は、公職の候補者等が政治教育のための集会に関して必要やむを得ない実費の補償としてする寄附、後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする寄附等についても禁止されていますので、お知らせします。

県選管第 510 号
令和 8 年 3 月 10 日

新潟県知事選挙に係る
候補者等の後援団体の代表者 様

新潟県選挙管理委員会委員長

新潟県知事選挙に係る寄附の禁止期間について（通知）

令和 8 年 5 月 31 日に新潟県知事選挙が執行されるに当たり、公職選挙法第 199 条の 2（公職の候補者等の寄附の禁止）及び第 199 条の 5（後援団体に関する寄附等の禁止）の規定により、今回の選挙にあつては、新潟県知事の任期満了の日前 90 日に当たる日（令和 8 年 3 月 11 日）から当該選挙の期日までの間は、公職の候補者等が政治教育のための集会に関して必要やむを得ない実費の補償としてする寄附、後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする寄附等についても禁止されていますので、お知らせします。